

茅ヶ崎市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

茅ヶ崎市長 佐藤光

茅ヶ崎市条例第39号

茅ヶ崎市公告式条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市公告式条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づき、条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「ときは」を「ときは、」に改め、同条第2項後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の掲示場の位置は、市長が別に定める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（規則の公布）

第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による規則の公布について準用する。

（市長の定める規程の公表）

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程（規則を除く。第6条において同じ。）で公表を要するものの公表について準用する。

第5条第1項中「第2条の」を「第2条第2項及び第3条第1項の」に、「市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを」を「市長以外の市の機関の定める規則の公布及びその他の規程で公表を要するものの公表について」に、「第2条第1項中「市長」を「、同項中「市長名」に、「当該機関又は当該機関を代表する者」を「、当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「条例、規則、規程は当該条例、規則、」を「規則若しくは市長の定める規程で公表を要するもの又は市長以外の市の機関の定める規則若しくはその他の規程で公表を要するものは、それぞれ当該規則又は」に改める。

第7条を次のように改める。

（告示及び公告への準用）

第7条 第2条第2項の規定は、告示及び公告の公表について準用する。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。